

学校安全は私たちに何を問いかけているのか？

——「安全士（safety officer）」の創設という課題——

岡山県立大学 池田隆英

【1. 目的】

学校安全は、学校給食や学校保健とともに学校健康教育を構成しており、その内容は安全教育と安全管理から成る。戦前の学校衛生から戦後の学校保健へと転換を図り、関連する法令の制定や改正も進み、学校安全は義務化された。しかし、法令や施策が実在化することによって、かえって見失われてきたことがないだろうか。本発表は、こうした問題意識のもと、「学校安全は私たちに何を問いかけているのか？」という問いをもちつつ、学校安全をめぐる言説の変遷を跡づける。

【2. 対象・方法】

法令、施策、研究、団体・機関などのドキュメントを対象に、そこに記述された内容を比較的丁寧に整理・集約することにより、戦後日本の学校安全をめぐる言説の変遷を描く。①研究としては、武田一郎や宮田丈夫の編著による書籍、須藤春一らの編著による書籍。②法令としては、日本国憲法、教育基本法、学校教育法、学校保健法、日本学校安全会法、学校保健安全法、学習指導要領や学校保健計画実施要領、教育職員免許法、教育委員会法など。③施策としては、保健体育審議会答申や中央教育委員会答申。④団体・機関としては、日本学校保健学会、日本教育法学会、日本学校保健会、学校安全会など。そして、適宜、学校衛生や学校保健の分野で尽力した官僚や研究者の論考を参照する。

【3. 結果】

戦後日本の学校安全をめぐる言説を跡づけると、法令、施策、研究、団体・機関などのドキュメントから、それぞれの実在化過程が読み取れる。①研究では、主として予防や管理の観点から、武田らの実践的研究や須藤らの実験的研究が学校安全研究の源流として蓄積された。②児童生徒の事故や災害が喫緊の課題とみなされ、関係の団体や機関からの社会的要請に応じて法令や施策が立ち上がってきた。③戦前の「医学→政策→教育」と移行した学校衛生の延長に、戦後の学校保健において学校医・学校看護婦（養護訓導）から学校長・養護教諭へと運営の主体と責任が移譲された。④学校健康教育の一環として、学校給食や学校保健と同様に「教育と管理」という区分は維持されながらも、学校給食や学校保健にある「専門的事項」という規定は捨象された。

【4. 結論】

概念にはその前提や内実となる考え方が含まれ、人々に共有・流布される言説によって生活や制度が形作られる。学校健康教育、とりわけ学校安全をめぐる問題への対応も、様々な言説の集合体として実在化されてきた。そもそも金銭補償であった学校安全は、社会的要請への対応として法令や施策が立ち上がり、学校の業務が拡大し続けてきた。教職員は十分な養成・研修を受けていなくとも、「教育と管理」を行っていることになり、保護者などの切実な願いを果たせるものとは限らず、教職員や設置者などの法的責任となり得る。学校は社会的要請が持ち込まれる「アリーナ」となっているが、「教育と管理」の維持と「専門的事項」の捨象という枠づけを再考する必要がある。